

令和8年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

令和8年2月17日 開会

令和8年2月17日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和8年2月17日（火曜日）午後3時00分開会

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 提案理由の概要説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第8 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程第9 議案第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画策定の件
- 日程第10 議案第4号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更についての協議に関する件
- 日程第11 議案第5号 令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第12 議案第6号 令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件
- 日程第13 議案第7号 令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第14 議案第8号 令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第15 陳情第1号 OTC類似薬の「追加負担導入」中止を求める国への意見書提出の陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	川口雅丈	2番	安井和則
3番	菅原正志	4番	藤原明
5番	小松穂積	9番	佐藤敏雄
10番	後藤健	12番	宮崎信一
13番	黒沢龍己	14番	目時重雄
15番	伊藤秀明	16番	佐々木文明
17番	田川政幸	18番	堀内満也
19番	荒川滋	22番	高橋浩人
23番	高橋邦武	24番	中村房司
25番	佐々木修		

欠席議員（6名）

6番	佐藤一夫	7番	笹本真司
8番	湊貴信	11番	堀部壽
20番	畠山菊夫	21番	齋藤多聞

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	沼谷純	副広域連合長	鈴木雄大
副広域連合長	松田知己	事務局長	横山康宏
事務局次長 兼会計管理者	山崎兼人	総務課長 兼会計室長	伊藤誠悦
業務課長	石井中		

議会担当職員出席者

議会書記	館岡賛	議会書記	黒川さやか
------	-----	------	-------

午後 3 時 20 分 開 会

○議長（黒沢龍己） ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、これから令和 8 年 2 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和 7 年 11 月定例会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

横手市において広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。お名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。横手市議会議長の菅原正志議員です。よろしくお願いいたします。

日程第 1 議席の指定

○議長（黒沢龍己） 日程第 1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、菅原正志議員は 3 番と指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（黒沢龍己） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、目時重雄議員、田川政幸議員の 2 名を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（黒沢龍己） 日程第 3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日 1 日間と

決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（黒沢龍己） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 提案理由の概要説明

○議長（黒沢龍己） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件」から、議案第8号「令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」までの各議案に対する、提案理由の概要説明を求めます。沼谷広域連合長。

【 沼谷純広域連合長 登壇 】

○広域連合長（沼谷 純） 令和8年2月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

初めに、保険料率の改定についてであります。今年度は、令和8年度および9年度の保険料率の改定年度であり、算定に当たっては、国が示した諸係数を勘案し、被保険者数や医療費等の動向を見極めながら、改定作業を進めてまいりました。現在、団塊の世代の方々が、後期高齢者となる年齢に到達しており、被保険者数は当面、増加の見込みであります。また、先般の診療報酬のプラス改定も加わり、医療費の総額は大幅に増加するものと見込んでおります。さらに、子ども・子育て支援金の負担分についても、保険料に加わる形となっております。このような状況を踏まえ、令和8年度および9年度の保険料必要額を算定したところであり、今定例会に関係条例の一部改正案を提案したものであります。保険料率については、大幅に引き上げを行わざるを得ない状況ではありますが、制度の安定的な運営のため、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、令和8年度における高齢者保健事業の取り組みについてであります。はじめに、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施事業については、令和6年度より、県内全市町村で実施されております。国からは更なる取り組み数の増加や事業の質の向上が求められており、それらを達成するために、研修会の実施による好事例の展開や情報共有を図りながら、

事業の充実に向けた支援を続けてまいります。

次に、健康診査事業については、更なる受診率向上のため、市町村への健診費用の補助のみならず、AIを活用した受診勧奨に加え、新たに健康状態不明者に対して受診勧奨を実施してまいります。次に、低栄養防止・重症化予防等推進事業については、糖尿病性腎症重症化予防事業として、引き続き、プログラムの対象者に対し、医療機関への受診勧奨および保健指導を実施してまいります。

次に、高血圧症重症化予防事業および適正服薬相談事業については、本県の課題である、高血圧や服薬に課題のある方に対し、医療機関への受診や薬局への相談を促してまいります。次に、医療費等データ分析事業については、第3期データヘルス計画に基づき、分析データや洗い出された課題などを基に、事業の見直しや新規事業の立案につなげ、効率的・効果的な保健事業を実施するとともに、市町村へ分析データの提供を行いながら、取り組みに対する支援を行ってまいります。また、令和8年度は第3期データヘルス計画の中間年となっていることから、中間評価も併せて行います。

最後に、メディア広報事業については、引き続きテレビCMやポスターを活用した広報活動を実施し、被保険者の方々への周知や健康診査受診行動への意識付けを行うことにより、受診率の向上を図ってまいります。今後、高齢化が進展する中であって、これらの高齢者保健事業の重要性が一層増していくことから、引き続き、県や市町村など、関係機関との連携のもと、充実に図ってまいります。

さて、今議会には、条例案2件、単行案2件、令和7年度補正予算案2件、令和8年度当初予算案2件、以上の8件を提案いたしております。

はじめに、議案第1号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件」についてであります。これは、令和8年度および9年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、賦課限度額を改めるため、改正しようとするものであります。

次に、議案第2号「秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件」についてであります。これは、所得税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次に、議案第3号「秋田県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画策定の件」についてであります。広域計画は、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施に関して広域連合及び関係市町村が行う事務等について定めるものであり、令和8年度から令和12年度までをその期間とする計画を策定しようとするものであります。

次に、議案第4号「秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての協議に関する件」についてであります。これは、男鹿地区消防一部事務組合および湖東地区行政一部事務組合が、令和8年3月31日をもって解散し、同年4月1日から男鹿潟上南秋消防組合として加入

することに伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、当該事務組合の構成団体である本広域連合の議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第5号「令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」についてであります。今回の補正は、一般会計の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、前年度決算剰余金の精算に伴う、共通経費負担金と繰越金との財源振替、および事業費の決算見込みに伴い、歳入歳出予算の均衡を図るために行うものであります。また、債務負担行為として10件を設定するものであります。

次に、議案第6号「令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」についてであります。今回の補正は、共通経費充当事業決算見込みに伴うもののほか、療養給付費実績見込みの増に伴う保険給付費の増額、療養給付費等の実績確定に伴う国・県等への返還金、保健事業費等の財源振替、令和6年度から令和7年度に繰り越した剰余金の、財政調整基金への積立金などを計上したものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ42億181万5千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,608億6,697万5千円とするものであります。また、債務負担行為として16件を設定するものであります。

次に、議案第7号「令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億7,467万円とするものであります。歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金は、市町村負担金として6億7,222万1千円、3款諸収入は、事務局職員の宿舍使用料負担金等として、244万8千円を計上しております。歳入につきましては、以上であります。続いて、歳出の主な内容につきましては、1款議会費は、議員報酬および議会開催経費等として61万4千円、2款総務費は、事務局職員の人件費をはじめとする、事務局経費等として2億1,416万8千円、3款民生費は、秋田県国民健康保険団体連合会への負担金や業務委託経費、標準システム関連経費など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として4億5,688万8千円、4款予備費は、前年度と同額の300万円を計上しております。歳出につきましては、以上であります。また、債務負担行為として、1件を設定するものであります。

次に、議案第8号「令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,707億5,440万8千円とするものであります。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を100億円とするものであります。併せて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。歳入の主な内容につきましては、1款市町村支出金は、市町村負担金として323億8,880万7千円、2款国庫支出金は、593億

5,263万8千円、3款県支出金は、143億8,573万6千円、4款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金として639億9,423万2千円、5款特別高額医療費共同事業交付金は、6,583万8千円、6款繰入金は、一般会計からの繰入金として4億5,688万9千円、9款諸収入は、1億1,026万5千円を計上しております。歳入につきましては、以上であります。続いて、歳出の主な内容につきましては、1款総務費は、秋田県国民健康保険団体連合会への業務委託経費等の負担金や、システム運用作業業務に係る経費等として5億7,313万2千円、2款保険給付費は、療養諸費、高額療養諸費およびその他医療給付費として1,684億5,791万4千円、4款特別高額医療費共同事業拠出金は、1億2,988万9千円、5款支払基金拠出金は、出産育児一時金に子ども・子育て支援納付金加わり、7億2,424万7千円、6款保健事業費は、8億4,203万2千円、7款公債費は、357万9千円、8款諸支出金は、2,061万4千円、9款予備費は、300万円を計上しております。歳出につきましては以上であります。以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決をたまわりますよう、お願い申し上げます。

日程第6 一般質問

○議長（黒沢龍己） 日程第6、一般質問を行います。通告がございませんので、以上で一般質問を終了いたします。

-
- 日程第7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第8 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程第9 議案第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画策定の件
- 日程第10 議案第4号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件
- 日程第11 議案第5号 令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第12 議案第6号 令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件

日程第13 議案第7号 令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件

日程第14 議案第8号 令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
予算の件

○議長（黒沢龍己） 日程第7、議案第1号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件」から、日程第14、議案第8号「令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」まで、以上8件を一括議題といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第1号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件」から、日程第14、議案第8号「令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」まで、以上8件を一括して議題といたします。

これより議案第1号から議案第8号に対する質疑を行います。申し合わせにより、質疑時間は、再質疑、再々質疑を合わせて15分以内とし、発言は自席で行ってください。通告は2名です。発言順は受付順といたします。23番高橋議員から通告がありますので、発言を許します。

23番高橋議員。

○23番（高橋邦武） 議案第1号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件」であります。議案書3ページに記載のとおり、第9条において均等割額を45,260円から55,996円に改めるとあります。その差10,736円、23.7%増加することについては、保険給付費の増加によるものと考えられますが、これほど急激な増加となった具体的な要因についてどのように分析しているのでしょうか。また、その算定根拠も含め、被保険者に説明するのは市町村の担当者となりますので、被保険者が納得するような説明をどのようにすべきでしょうか。さらに保険料の算定にあたりましては市町村長、市長会、町村会、県健康福祉部に対して算定方法や財政調整基金等の繰入の考え方について、事前に説明や協議を行うべきではないでしょうか、それぞれお伺いします。

次に議案第6号「令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件」についてですが、議案書43ページに記載のとおり、財調整基金積立金6億4,868万5千円が計上されております。保険給付費の支払いに苦慮している状況であるとすれば、財政調整基金へ6億4,868万5千円を積み立てる内容となっている理由は何かお伺いいたします。

次に、議案第8号「秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」ですが、議案書64ページに記載のとおり歳入予算が計上されております。今回の大幅に増加する算定内容は、被保険者と市町村に与える影響が大きく、特に被保険者からの反発は相当強いものと予想されます。このため、保険給付費の増加が9.2%となっていることから、令和7年度均等

割額45,260円の1割増の5万円以下に抑え、残りを積み増しした財政調整基金を活用するとともに、市町村負担金を増額することにより被保険者の負担を軽減できないのかお伺いいたします。

○議長（黒沢龍己） 答弁を求めます。沼谷連合長。

【沼谷純広域連合長 登壇】

○広域連合長（沼谷 純） ただいま高橋議員から議案第1号、第6号、第8号についてご質問いただきましたのでそれぞれお答えさせていただきます。

まず、議案第1号の保険料率改定についての質疑にお答えいたします。

初めに、保険給付費の急激な増加の要因についてであります。保険給付費のうち9割以上を占める療養給付費は、前年度実績と今年度見込みを比較すると、団塊の世代の給付費の伸びを中心に約56億7千万円の増加となっております。本年度の詳細な医療費分析は来年度に行うこととなりますが、ここ数年、高額な治療費がかかる疾病の患者数が増加し、高額レセプトが増えており、こうしたことが保険給付費が増加となった一因ではないかと考えております。加えて、来年度は診療報酬等の改定年度であり、診療報酬が本体部分と薬価部分等を合わせて2.22%引き上げられることから、この状況は今後も続くものと思われま。

次に、被保険者への説明についてであります。昨今の急激な医療費の増加に伴う負担増であることを、ホームページによる広報、市町村広報誌への掲載依頼、保険料決定通知書送付時のリーフレットの同封等を通じて、丁寧に説明してまいります。

次に、保険料率の算定にあたっての事前説明等についてであります。県に対しては法令上必要であることから、本条例案について説明・協議を行っております。市町村に対しては、各市町村の担当課長を委員とする運営検討委員会において説明を行ったところでありますが、今後は国への算定結果の提出前に、より深い議論ができるよう、委員会の開催時期等について検討をしてまいります。

次に、議案第6号の財政調整基金の積み立てについての質疑にお答えいたします。

当該積立金は、令和6年度の剰余金の残額を財政調整基金に積み立てるものであり、これにより基金の現在高約16億円とあわせ、令和8年度当初残高は約22億円となる見込みであります。令和8年度の国等への負担金精算に伴う返還金は20億円から23億円程度になるものと予想されることから、財政調整基金は全額返還金の財源となる見込みであります。

最後に被保険者の負担軽減についての質疑にお答えいたします。

初めに、財政調整基金を活用した均等割額の抑制につきましては、先ほど答弁させていただいた通り、財政調整基金の全額が国等への負担金精算に伴う返還金の財源となる見込みであることから、保険料上昇抑制のために活用することができない状況であります。また、市町村負担金の増額についてであります。負担金の算定方法は政令で定められており、広域連合には裁量がないことから、増額により保険料上昇を抑制することはできないものであります。

なお、均等割額については所得等に応じた軽減措置があり、本広域においては、全体の73%の被保険者について、医療分と子ども分を合わせても5万円以下となる見込みであります。

○議長（黒沢龍己） 再質疑ございませんか。

○23番（高橋邦武） ございません。

○議長（黒沢龍己） 以上で、23番高橋議員の質疑を終わります。

続きまして、3番菅原議員の質疑を行います。3番菅原議員。

○3番（菅原正志） 議案第1号について、高齢化の進展や医療費増大の将来を見据え、安定的に財政運営するのが広域連合の役割であると考えているが、今回のような大幅な負担増については、可能な限り増加抑制に努めた結果なのか。大幅な負担増に至った財政悪化の要因をどのように分析しているのかお伺いします。

また、財政調整基金、財政安定化基金は、急激な増加抑制のためにあるものと理解しており、今がその時なのではないかと考えますが、活用しない、あるいは活用できない理由はなにか。また、活用した場合の保険料率は試算したのか、お伺いします

それから、改正後の保険料率については検討委員会で提示するまで市町村への情報提供がなかったと聞いているが、国に提出する前に意見を聞くべきではなかったか。最初から結論ありきで市町村の意見が反映されないのでは、運営検討委員会の意義がなくなってしまうのではないか、意見をお伺いします。

また、コールセンターを設置するとのことだが、この保険料率をコールセンターで説明して理解を得られると考えているのか。話を聞くだけのコールセンターでは意味がないし、全県からの問合せに対応できるのかお伺いします。

○議長（黒沢龍己） 答弁を求めます、沼谷連合長。

【 沼谷純広域連合長 登壇 】

○広域連合長（沼谷 純） 菅原議員からの議案第1号に対するご質問についてお答えいたします。1つ目の財政悪化についてと2つ目の基金の活用について、一括してお答えします。

保険料率改定においては、これまで、剰余金を原資とする財政調整基金を投入し、保険料の上昇抑制を最大限行ってきたところですが、今年度の予見し得ない保険給付費の増大の影響もあり、現在の財政状況となったものであります。このような状況の中、今回の改定においては、財政調整基金は全額、国等への負担金精算に伴う返還金の財源となる見込みであることから、保険料上昇抑制のために活用することができない状況であります。また、財政安定化基金につきましては、こうした財政調整基金がない状況において、医療給付費の不測の増大に備えることとしたものであります。なお、保険料試算の過程において、基金から10億円を活用した場合の試算を行っておりますが、均等割額の保険料抑制効果は約1,500円の減額となります。

次に、国へ提出する前の市町村への情報提供についてであります。運営検討委員会は市町村の意見を伺い、広域連合の運営に反映させる場であることから、今後は国への算定結果の提出

前に、より深い議論ができるよう、委員会の開催時期等について検討をしてみたいです。

次に、コールセンターの設置についてであります。コールセンターでは、保険料が増額となった背景や制度内容など、一般的な内容について対応を行い、個々の被保険者の保険料の算定など、専門的な内容につきましては、広域連合の職員が引き継ぎ、丁寧な説明、対応を行ってまいります。

【 午後3時48分 22番 高橋浩人 議員 退室 】

○議長（黒沢龍己） 再質疑ございますか。3番菅原議員

○3番（菅原正志） 事務局の皆さんは大変ご難儀をされているという前提に基づいて、お話しさせていただきます。まず、今回いただいた資料ですが事前の資料は2ページしかございませんでした。3、4ページが後で修正され、追加されたと思っていますが、先ほど、財政調整基金を全て使わなくてはならない見通しであると説明があったがこれは急に決まったわけではなく、何年も前から見通せる状態にあったと思います。その上で、財政調整基金が使えないという予測はできたのではないかと。我々からすると急激に負担増をされたと感じている。その辺が市町村に対して説明不足の感がぬぐえないものである。また、コールセンターについてのご説明がありましたけど、これで本当に対応できるのかと思うし、コールセンターを設置したから良いとはならないと思う。実際に保険料を納められている方と対峙する職員の皆さんが納得できる丁寧な説明がないと、形式だけにならないかと思うがその辺の決意をお伺いしたい。また、財政調整基金というのは財政上必要な財源であると思うが、説明では令和8年度でなくなってしまうと、ない状態で令和9年度に向かうのかその辺もお伺いします。

○議長（黒沢龍己） 答弁を求めます。横山事務局長

○事務局長（横山康宏） 事務局長の横山です。お答えいたします。まず、市町村との関係でございますが、菅原議員のおっしゃる通り、この制度は広域連合と関係市町村において共通の課題で向かっていくべき制度と認識しております。運営検討委員会について連合長の答弁にもありましたが、開催時期については検討をしていかなければならないと考えており、今後は数字の確定を待っての開催ではなく、経過の説明をしながら、課題を共有して、一緒に進めていけるよう努めてまいります。それから、コールセンターにつきましても、やはり、コールセンターのみでは専門的な説明には対応できないと認識しておりますので、市町村の職員の皆様にもご難儀をかけることとなりますので、説明内容については十分共有させていただきたいと考えております。それから財政調整基金がないまま令和9年度に向かうのかということについてでございますが、非常に厳しい財政運営になると思います。県の財政安定化基金の活用も見据えながら進めてまいります。

○議長（黒沢龍己） 3番菅原議員。

○3番（菅原正志） もう一点伺います。見通しからすると国の支援というのは当然要望されてきたと思いますが要望活動というのは何年くらい前からやっているのか又は見通していたの

か伺います。

○議長（黒沢龍己） 答弁を求めます。横山事務局長

○事務局長（横山康宏） お答えいたします。まず、保険給付費のここまでの急激な増大は予見しておりませんでした。国からの支援金というのは割合が制度上決まっておりますのでそこは変更できませんが、現状の制度から被保険者の負担軽減を求めるために、全国の広域連合で組織する協議会において国への要望について検討してまいります。

○議長（黒沢龍己） 再質疑ございませんか。

○3番（菅原正志） ございません。

○議長（黒沢龍己） 以上で、3番菅原議員の質疑を終わります。他に、質疑の通告はございません。以上で議案第1号から議案第8号に対する質疑を終了します。

これより議案第1号から議案第8号に対する討論を行います。議案第1号について3番菅原議員から通告がございましたので、発言を許します。3番菅原議員

○3番（菅原正志） 議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について、反対の立場で討論いたします。今回の保険料率の改定については、子ども・子育て支援納付金の新設と併せて、均等割で12,086円、所得割で0.96ポイント、一人当たり保険料額では、18,571円の増加で、物価高騰下にある加入者にとっては、大きな負担増であり、高齢者医療の将来に不安を感じさせるものであります。予想を超える急速な高齢化の進展や医療費の増大による今後の財政運営のリスクは考慮すべきものではありませんが、今こそ財政調整基金や財政安定化基金を活用して、急激な負担増を回避し、段階的な調整を行うことをご提案いたします。また、広域連合設立以来の上げ幅であるにも関わらず、市町村に対して、事前の説明や判断材料となる詳細な積算根拠資料等の提出がなく、運営検討委員会においても結論ありきで、十分な議論を行ったとは言えません。広域連合と市町村が健全で安定的な財政運営と課題解決に理解と協力を深めながら、本県の後期高齢者医療制度が円滑に推進していくことを切に願い、私の反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢龍己） 以上で、菅原議員の討論を終わります。

ほかに討論の通告はございません。以上で議案第1号から議案第8号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第1号、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。議案第1号は討論がありましたので、採決の方法は起立採決で行います。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【 賛成者起立 】

○議長（黒沢龍己） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第2号、秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第3号、秋田県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画策定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に議案第4号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第5号、令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第6号、令和7年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第7号、令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第8号、令和8年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件について採決いたします。採決の方法は起立採決で行います。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【 賛成者起立 】

○議長（黒沢龍己） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 陳情第1号 OTC類似薬の「追加負担導入」中止を求める国への意見書提出の陳情

○議長（黒沢龍己） 日程第15、陳情第1号OTC類似薬の「追加負担導入」中止を求める国への意見提出の陳情書を議題といたします。これより陳情第1号に対する討論を行います。通告はございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより採決いたします。陳情第1号を採択することにご賛成の方の起立を求めます。

【 起立者なし 】

○議長（黒沢龍己）

起立なしと認めます。したがって陳情第1号は不採択と決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（黒沢龍己） 広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許可します。沼谷広域連合長。

【 沼谷純広域連合長 登壇 】

○広域連合長（沼谷 純） 皆様お疲れ様でした。改めまして議案第1号、第8号については賛成多数、第2号から第7号については全会一致のご可決を賜りましたこと心から感謝申し上げます。また、ご質問、ご討論いただきましたけれども、この度の保険料率改定については大変大きな金額であると認識しております。しかしながら全体の約半数の方々には現状7割の軽減を受けておりますが、その方々は今回7.2割の軽減ということで、約5割の方々には軽減率を上げて負担軽減に努めたというところもございます。一方で、この後という意味ではこれまで保険料抑制の財源としていた財政調整基金がいよいよ枯渇に近い状態になってきたということは深刻に受け止めなければならないと思っておりますし、先ほどご提案のありました国への働きかけや、次回改定の令和10、11年度を見据えた対応についても、広域連合として予見性をもって議員の皆様、市町村の皆様にも方針、方向性について、早め早めにご相談をさせていただきたいと思っておりますし、お二人の副連合長とも力を合わせ、知恵を絞っていききたいと思っております。

おります。これからも、様々な形でのご指導いただきますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

閉 会

○議長（黒沢龍己） この際お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで令和8年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時7分 閉 会

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 123 条第 2 項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員